自由金利期日指定定期預金規定

１．（預け入れの金額）

（１）自由金利期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預け入れは１口100 円以上 300 万円未満とします。

２．（自動継続）

（１）この預金のうち自動継続扱のものは、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に自由金利期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（預金の支払時期等）

（１）この預金のうち自動継続扱でないものは、つぎに定める満期日以後に利息とともに支払います。

①満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。

② 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

③ 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（２）この預金のうち自動継続扱のものは、つぎに定める満期日以後に支払います。

①A． 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（または通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。

Ｂ． 継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

② 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

③ 継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

４．（証券類の受け入れ）

（１）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする手形および当行を支払人とする小切手についても受け入れません。

（２）受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受け入れの記載を取消したうえ）、当行で返却します。

５．（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）およびつぎの預入期間に応じた利率によって１年単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①１年以上２年未満…証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

②２年以上……証書（通帳）記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）自動継続扱の場合の継続後の預金の利息についても、前項と同様の方法で計算します。

（３）自動継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

（４）自動継続扱の場合は指定された満期日から１か月以内に解約する場合または自動継続を停止した場合におけるこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（５）この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（６）この預金を第６条第２項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数についてつぎの預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年単利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6 か月未満……解約日における普通預金の利率

②6 か月以上１年未満……2 年以上利率×40％

③1 年以上１年 6 か月未満……2 年以上利率×50％

④1 年 6 か月以上 2 年未満……2 年以上利率×60％

⑤2 年以上 2 年 6 か月未満……2 年以上利率×70％

⑥2 年 6 か月以上 3 年未満……2 年以上利率×90％

（７）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

６．（預金の解約，書替継続）

（１）当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（２）前１項にも該当せず、当行がやむを得ないと認め、この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当行に提出してください。

（３）第２項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

７．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヵ月を経過した場合（１ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります

④　この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日

８．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

（令和８年９月１５日現在）